２０２２年３月３０日発行　Ｖｏｌ.９１

おきなわ環境ネット

沖縄環境ネットワーク通信９１号

やんばるの森で蝶の研究を続ける「アキノ隊員」こと宮城秋乃さんは、森の中に散乱する米軍の廃棄物を見つけてしまった事から、持ち主である米軍や管理責任者である日本政府に「片付け」をするよう訴えただけで在宅起訴されたことは、表現の自由を奪う言論統制の時代の再来ではないかと危機感を持たねばなるまい。

彼女は米軍や日本政府が隠し通したい「不都合な真実」をブログやSNS、映画館でのトークショーなど、随所で発信を続けている。

宮城秋乃さんの起訴は不当！罰するべきは日本政府の職員だ！ …… 真喜志　好　一

「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会」発足、いま何が問われているのか？ …… 桑　江　直　哉

辺野古新基地建設、なぜ国はあきらめないのか？ …… 桜　井　国　俊

編集後記

宮城秋乃さんの起訴は不当！罰するべきは日本政府の職員だ！

真喜志　好一（沖縄環境ネットワーク世話人）

2021年6月4日、沖縄県警はチョウ類研究者の宮城秋乃さん宅を家宅捜索し、宮城さんのカメラ、パソコン、携帯電話などを押収した。宮城さんが返還された北部訓練場から採取した米軍の廃棄物を米軍の北部訓練場のメインゲートの路上に並べたことが威力業務妨害に当たるとのことであったらしい。この家宅捜索の様子は本ネットワーク通信の90号（2021年12月31日）で宮城さんが「不自然なやんばる世界自然遺産登録と報道されない菅前首相空砲事件」を執筆しているのでお読みいただきたい。2021年12月28日、那覇地方検察庁は宮城秋乃さんを威力業務妨害と道路交通法違反で在宅起訴した。この在宅起訴を取り下げるよう抗議の声明を沖縄環境ネットワーク、沖縄平和市民連絡会など7団体で2022年１月５日に記者会見し、那覇地方検察庁に抗議文を手渡した。抗議文の結びを書き写す。

――那覇地方検察庁の今回の対応は、宮城さんのように権力に対して物言う者を許さないという政府の強い姿勢を示すことで、他の多くの人々を黙らせるという昨年６月に国会で強行採決され成立した「土地規制法」のねらいをそのまま示したものであり、その点でも今回の措置を認めることは出来ない。以上の理由で私たちは、宮城秋乃さんの在宅起訴に断固抗議し、那覇地方検察庁がこれを取り下げることを要求する。――

タイトルを「宮城秋乃さんの起訴は不当！罰するべきは日本政府の職員だ！」とした。日本政府は環境影響評価法（以下、アセス法と略記する）を無視して辺野古、高江の計画を進めてきた。その罰すべき行為について記す。

アセス法の仕組みについて

1999年６月に施行されたアセス法は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を実施する事業者が環境への影響を調査、予測、評価し、事業の内容をより環境に配慮したものとしていく手続きを定めた法律である。辺野古の埋立事業計画や、高江の着陸帯設置計画のころの手続きの手順を示す。

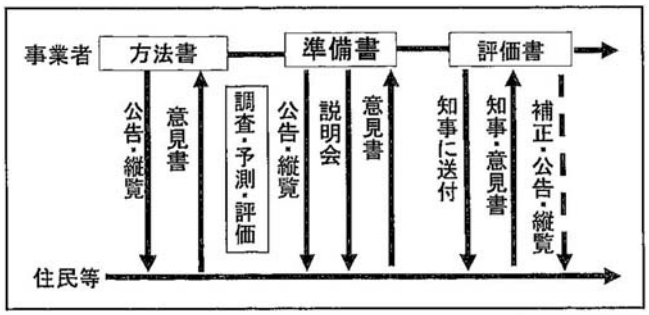

環境アセスの手続き概要。

「方法書」は、対象事業の内容と目的を記し、環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法を記し、この方法書に寄せられた住民、市町村長、県知事意見をもとに、事業者は環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法を決めて調査に入ることになる。

「準備書」は、調査の結果、予測と評価の結果を項目ごとにとりまとめ、環境の保全のための措置などを記した文書である。関係地域での説明会が義務付けられており、住民が意見を述べるのは準備書が最後の機会になる。

「評価書」は、「準備書」への意見に検討を加えて、事業者の見解を記した文書で、評価書段階では住民意見の聴取は義務付けられていない。

防衛省が飛行場をつくる場合の環境アセスに関する規定、省令がある。

日本政府の「オスプレイ」隠し

この省令で、「方法書」には「使用を予定する航空機の種類」を書き、「準備書」では航空機の種類に加えて「数」も書くことが定められている。

しかし「辺野古アセス」、「高江アセス」でも方法書にも準備書にも、使用を予定する航空機の種類として「オスプレイ」は記されておらず、住民が意見を出すことができない「評価書」では記した。

オスプレイ配備について米側が記した数点の議事録が筆者の手元にあるが、日本政府が米軍に届けたオスプレイ配備の想定問答を紹介する。

辺野古新基地へのオスプレイ配備の想定問答書

１枚目が1996年11月27日付の在日米軍司令部から東京のアメリカ大使館などへのファックス送り状で、２枚目からの４枚は、日本政府が作成して在日米軍に届けた文書である。これらの文書を届けたのは防衛庁のミスター・タカミザワと米軍の送り状には記されている。それで私たちはこの文書を「タカミザワ文書」呼んでいる。ミスター・タカミザワとは防衛官僚として2011年８月まで防衛政策局長をつとめた高見澤将林（のぶしげ）氏である。

この文書の４枚目の表題は、「那覇防衛施設局から沖縄県および地元への説明のためのQ＆A（MV-22関連事項）」となっている。MV-22はオスプレイの型式符号である。「MV-22の騒音はどれくらいなのか」など全部で13項目の想定質問があり、末尾には次の模範回答を記している。

――注意：防衛庁としては、回答は以下の内容に沿ったものが望ましい。海上施設は約60機のヘリコプターを運用するための基地である。（中略）将来MV-22（固定翼機ではない）が後継機となった場合でも、同じ条件下で対応可能であるとされている。海上施設は現在普天間飛行場で配備されているヘリコプター

の移転先として考えられたものなので、海上施設はあくまでもヘリポートである。――

1996年の時点で日本政府はオスプレイの配備を米国から知らされていて、「オスプレイの配備については、沖縄には黙っていてくれ」と在日米軍に頼んでいた証拠の文書だ。このタカミザワ文書に基づく国会質疑やアセス訴訟で高見澤氏を証人尋問した。その内容はリムピースと私の共著『オスプレイ配備の危険性（2012年・七ツ森書館』に記した。

高江のオスプレイ着陸帯

東村高江には下図に示す６か所の新しい着陸帯を作った。日本政府は2007年２月に環境アセスの最終版を出し、2007年３月、高江住民への説明会で日本政府職員は「オスプレイの配備は米側から聞いていない」と答えた。

そのアセス最終版の2-110頁に選定理由が記されている。選定理由の最初の10文字ほどを書き写す。

N－１　米軍の運用上において…
N－４　米軍の運用上の要望もあり…
G　　米軍の運用上、特に新規提供された水域における訓練も含め…
H　　米軍の運用上の要望もあり…

N－１とN－４はそれぞれに２か所の着陸帯があるので、総計６か所のすべてが「米軍の運用上」という選定理由が記されている。

米軍ヘリパッドの建設予定地（6か所 ◉ ）

米軍の運用上の要望とは

米国防総省は、オスプレイを沖縄に配備するにあたって2012年４月に『環境レビュー』を出した。この環境レビューはキーワードを「沖縄防衛局 MV-22 review」として検索できる。下の表は、その環境レビューの2-32頁からコピーした新しい着陸帯の使用機種の表である。表から「米軍の運用上の要望」を読み取ろう。

Table 2-9. Comparison of CH-46E and MV-22 Annual Operations at the SC LZs

#	SC LZ Designation	GoJ Designation[1]	CH-46 Current Use[2]	CH-46 Current Operations[3]	MV-22 Proposed Use	MV-22 Proposed Operations	Net Increase or Decrease in Use[4]
	Northern Training Area						
1	SC LZ G	G			Average	420	
2	SC LZ H	H			Average	420	
3	SC LZ N-1A	N1.2		1,288	Average	420	Increase (1,232 operations)
4	SC LZ N-1B	N1.3			Average	420	
5	SC LZ 17	N4.1			Average	420	
6	SC LZ 17B	N4.2			Average	420	

Notes:
[1]Former Naha DFAB 2006
[2]SC LZs are currently under construction and receive no usage. [3]LZs to be replaced (1, 3, and Firebase Jones) account for 1,288 CH-46E operations. [4]The net increase reflects the difference between current operations at LZ 1, 3, and Firebase Jones and assumed future operations at the SC LZs.

次に示す表は、この環境レビューの表を筆者が和訳した表である。この表で米軍が示していることは、北部訓練場内の既存のいくつかの離着陸帯で行われている離着陸訓練が1,288回で、新設する６か所の運用が各420回で運用が総計1,232回増えるということが一つ。

表2-9 建設予定の着陸帯におけるCH-46EとMV-22の年間運用比較（日本語訳・真喜志）

#	建設予定着陸帯呼称	日本政府の着陸帯呼称	CH-46 現在の使用	CH-46 現在の運用回数	MV-22 使用計画	MV-22 運用回数提案	使用の増減回数
	Northern Training Area 北部訓練場						
1	SC LZ G	G			平均	420	
2	SC LZ H	H			平均	420	
3	SC LZ N-1A	N1.2		1,288	平均	420	増加
4	SC LZ N-1B	N1.3			平均	420	(1,232 運用回)
5	SC LZ 17	N4.1			平均	420	
6	SC LZ 17B	N4.2			平均	420	

見落としてはいけないことは、建設予定の着陸帯ではCH-46などヘリコプターの運用は記されておらず、MV-22（オスプレイ）の運用だけが記されている。つまり、「米軍の運用上の要望」とはオスプレイ専用の離着陸帯「オスプレイパッド」を作ることにあったのだ。

建白書の二つの柱と玉城デニー知事の政策

2013年１月27日の「建白書」は、オスプレイの配備を直ちに撤回すること、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること、と二つの柱がある。

玉城デニー知事は、ホームページで「基地問題の解決と返還基地の後利用」の項で次のように記している。

――建白書の精神に基づき、普天間基地の閉鎖・撤去を求め、辺野古新基地の建設・オスプレイの配備に断固反対します。――

この「オスプレイの配備に断固反対」との政策を高江のオスプレイパッドの閉鎖につなげてほしい。

高江：Ｎ１、Ｈ、Ｇ地区のノグチゲラの巣穴

那覇防衛施設局（現沖縄防衛局）が2007年２月に出した環境アセスから高江の環境をＮ１地区、Ｎ４地区、Ｇ、Ｈ地区の環境調査の地図（6-9-161頁）から読もう。

地図ではノグチゲラの巣穴を黄色い四角にＮの文字を入れて示している。巣穴の数を図から読み取る。

Ｎ４地区　　１か所
Ｎ１地区　　８か所以上
Ｈ、Ｇ地区　29か所以上

この数の差から次の３点が指摘できる。

・Ｎ４地区は以前から米軍のヘリパッドとして使用している場所であり、ノグチゲラは住みにくく、
・Ｎ１、Ｈ、Ｇ地区は手つかずの森で、多くの巣穴がある。
・Ｎ１、Ｈ、Ｇ地区にオスプレイパッドを作るとＮ４地区のように、ノグチゲラなどの生息環境が悪化する。

罰するべきは日本政府だ！

これまで記してきたように、辺野古でも高江でも、日本政府は沖縄の人々をだまし米軍基地建設を強行した。国家公務員は就任にあたって次の宣誓書を提出する。――私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。――

高見澤氏をはじめ、国民全体の奉仕者でない日本政府の職員こそ罰するべきだ。

「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会」発足、いま何が問われているのか？

桑江　直哉（宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会事務局長／沖縄環境ネットワーク事務局）

2022年２月16日、沖縄市のシアタードーナツ（コミュニティー映画館）で、香港の人気歌手が2014年に香港で起きた「雨傘運動」に参加し民主活動家に変貌する姿を描いたドキュメンターリー映画「デニス・ホー　ビカミング・ザ・ソング」の上映会と宮城秋乃（以下、秋乃）さんを招いたトークイベントがあった。私は年末に起訴された秋乃さんを励まそうとそのイベントに行ったが、秋乃さんに対する関心の高さもあってか満席で映画を見ることは叶わなかった。

沖縄環境ネットワークでは、2021年12月28日秋乃さんが起訴された事を受け、翌日から抗議文を作り賛同する団体個人を募った。2022年１月５日那覇地方検察庁検事正宛に「宮城秋乃さんの不当起訴に断固抗議する」とする抗議文を提出。年末年始を挟んだ緊急な取組にもかかわらず、沖縄だけでなく全国からの賛同団体は137団体、16個人（１月５日11時現在）の賛同を頂いた。ＷＥＢ署名は1536人（３月24日現在）

以下、抗議文の内容

那覇地方検察庁は、昨年12月28日、米軍北部訓練場ゲート前に同訓練場跡地で発見された空き瓶やガラス片などを散乱させて訓練場関係者の業務を妨害するなどしたとして、チョウ類研究者の宮城秋乃さんを威力業務妨害と道路交通法違反の罪で在宅起訴した。しかし宮城さんの行為は、やんばるの自然を守りたいとして取られた行為であり、（１）その自然を脅かす存在である米軍基地が廃棄物の適正処理を行なっていないこと、（２）基地返還後、浄化責任を有するはずの日本政府がその責任を果たしていないこと、（３）また日本政府が十分な跡地浄化なしに世界自然遺産登録を急いでいること、これらのことを広く社会に訴えるために行なったものであり、表現の自由として尊重されるべきものである。また宮城さんがゲート前に置いた廃棄物は容易に取り除くことが可能なものであり、威力業務妨害と呼ぶのはまさにためにする議論である。那覇地方検察庁がその罪をまず問うべきなのは、貴重なやんばるの自然を汚染したまま責任を取ろうとしない米軍であり、そして日本政府である。「検察の理念」は、「検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている」としている。今回の那覇地方検察庁の対応は、個人の基本的人権を保障し、事案の真相を明らかにするというこの「検察の理念」に真っ向から背くものであり、断じて認めがたい。また、那覇地方検察庁の今回の対応は、宮城さんのように権力に対して物言う者を許さないという政府の強い姿勢を示すことで、他の多くの人々を黙らせるという昨年６月に国会で強行採決され成立した「土地規制法」のねらいをそのまま示したものであり、その点でも今回の措置を認めることは出来ない。以上の理由で私たちは、宮城秋乃さんの在宅起訴に断固抗議し、那覇地方検察庁がこれを取り下げることを要求する。

しかし、那覇地方検察庁（以下、那覇地検）は起訴を取り消しておらず、さらに秋乃さんと弁護士、裁判所、那覇地検の四者で公判前整理手続き（裁判準備）を始めていることが分かった。

そこで有志が集まり、秋乃さんに対する不当起訴を訴え、さらに広く寄付を募り裁判費用の一部を捻出する等秋乃さんを支える為、2022年２月26日「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会」を発足させた。来る４月２日15時より那覇市の八汐荘で「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会発足集会」を企画するに至った。私は集まった有志の中で一番若いこともあり事務局長を拝命した。

映画が終わり秋乃さんのトークイベントが始まった。私は映画館主の計らいでトークイベントのみ見ることを許された。秋乃さんがトークイベントで語った主旨は、「香港のような表現の自由も認められない中国政府の民主的とはとても言えない政治体制とは違い、日本はまだ現状を変えるための活動が出来る、行動できる余地がある。一緒に行動しよう！」返還地で見つけた米軍の廃棄物を米軍北部訓練場ゲート前に置いたり、米軍車両を止めて抗議してきた秋乃さんは、「（か弱い）私でも出来る。みんなが今共に立ち上がれば現状を変えられるはずだ」とやんばるの森の生き物を守るため、一刻も早く米軍の活動による自然破壊を止めたいと力強く語った。さらに秋乃さんはトークイベント終了後もすぐに高江に戻り米軍の自然破壊を監視すると映画館を飛び出していった。

私は彼女を励ますために来たつもりが逆にもっとがんばれと激励されたように感じた。

秋乃さんが起訴されたということは、土地規制法

やデジタル法など私権制限や住民監視の法律が国会でどんどん可決される過程においてどういう意味を持つだろう。私達はまだなまぬるい鍋にいて気づかないでいる蛙なのか？　それともその鍋は沸騰寸前でもう逃げ出すことも出来ず茹であがる寸前の蛙なのか？　今の秋乃さんは明日の私達そのものではないだろうか。だからこそこれからはじまる裁判を通して、軍事活動や基地建設からやんばるの森の生き物を守る為だけでなく、世界自然遺産の森に残された米軍廃棄物の問題を明らかにし、土地規制法の撤廃も求め、「表現の自由」が犯されることが無いよう、逆に権力を監視し声をあげ続けなければならない。

■起訴に至る経緯（文責：屋富祖昌子、関連情報や出来事等一部加　筆修正）

2017年12月27日：宮城秋乃さんは、北部訓練場返還地が地権者へ引き渡された翌々日に現場に入ったところ、まだ米軍廃棄物は残っていたことに気がついた。
2018年１月中旬：沖縄県警、地元新聞社、国頭村村民の方と一緒に返還地に行き、未使用の訓練用砲弾2発を現認。翌日報道された。この砲弾については後日、糸数慶子参議院議員（当時）の国会での質問によって、米軍が片付けたことが分かった。
　2019年10月７日までは、通報すると名護署の警察官が来て弾薬の確認・回収を行っていたが、これ以降はしなくなった。警察の主張は①跡地利用特措法によって国が担当する、②沖縄森林管理署と沖縄防衛局の協定で、返還後に発見された米軍廃棄物の処理は防衛局の担当である。しかし、どちらも警察の職務が免除されるという解釈はできないため、見つけるたびに通報したが、県警は対応しない。2022年現在でも約3000発の不発弾（主に空包）が放置されている。
　秋乃さんは2020年10月中旬から、米軍廃棄物を袋に入れて北部訓練場のメインゲート前に置く活動を始めた。
2021年４月７日：袋から出してイエローライン内側に置いた。
2021年６月４日：ＩＵＣＮ（国際自然保護連合。世界自然遺産に値するかどうかを審査する団体）の勧告評価書が出る日なので評価書に米軍廃棄物に関する指摘があるかどうかを確認しようと考えていたところ、朝、県警が家宅捜索。理由は、「４月７日に空き缶や鉄くずをゲート前に散乱させて業務を妨げた」。しかし、押収物予定リストには米軍廃棄物や凶器となりえる物は載っていなかった。自宅の所在地は名護署の管轄なのに、来たのは本部警備一課。押収したのはカメラ、パソコン、ＳＤカード、携帯電話など。
2021年6月4日～8日：本部警備一課の警察官が取り調べに当たった。
2021年６月10日：抗議声明「捜査されるべきは米軍基地とその跡地である」～宮城秋乃さんの活動を支持し、沖縄県警の強制捜査に抗議します～（ＮＰＯ法人奥間川流域保護基金、沖縄環境ネットワーク、沖縄平和市民連絡会、ジュゴン保護キャンペーンセンター〔ＳＤＣＣ〕）。
2021年６月11日：秋乃さんは評価書に米軍廃棄物についての記述が無いことを確認し、インターネットで言及。
2021年６月16日：自衛隊基地及び米軍基地や原子力発電所の周辺、国境離島などの土地の利用を規制する法（土地規制法）が16日未明の参院本会議で、自民、公明、日本維新の会、国民民主各党の賛成多数で可決し、成立。
2021年６月21日：抗議声明「蝶類研究者・宮城秋乃さんへの沖縄県警の不当捜査に抗議する」～やんばるの森の保護活動を威圧するのか（辺野古高江を守ろう！ＮＧＯネットワーク、美ら海にもやんばるにも基地はいらない市民の会、国際環境ＮＧＯ FoE Japan）。
2021年７月26日：ユネスコ＝国連教育科学文化機関の世界遺産委員会にて、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産として世界遺産一覧表への記載が決定。
2021年11月５日：那覇地方検察庁へ不起訴訴え「宮城秋乃さんの威力業務妨害での家宅捜索は不当なものであり、起訴の無いよう求めます。」最終的に署名は約2500筆提出（「沖縄展実行委員会」丹原美穂、屋富祖昌子）。
2021年12月28日：那覇地方検察庁は宮城秋乃さんを威力業務妨害と道路交通法違反で起訴。
2022年１月５日：那覇地方検察庁へ抗議「宮城秋乃さんの不当起訴に断固抗議する」沖縄環境ネットワーク　賛同137団体16個人　ＷＥＢ署名は1536人（３月24日現在）。
2022年２月３日：米軍北部訓練場返還地の米軍廃棄物問題と、その問題を追及する宮城秋乃さんの起訴について、ＩＵＣＮへ書簡を郵送「ベテランズ・フォー・ピース」（退役米軍人やその支援者）。
2022年２月：非公開で、検察、裁判所、弁護士、本人の四者で公判前整理手続き開始。
2022年２月26日：有志により「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会」発足。
2022年３月９日：第2回公判前整理手続き。あと数回公判前整理手続きが続き、裁判が年内に始まる予定。
2022年４月２日：「宮城秋乃さんの裁判を支える市民の会」発足集会、那覇市八汐荘にて（予定）。

辺野古新基地建設、なぜ国はあきらめないのか？

桜井　国俊（沖縄環境ネットワーク世話人）

辺野古新基地建設については、沖縄県民は三期にわたる知事選（仲井真知事二期目、翁長知事、玉城知事）で「建設反対」を公約に掲げる知事を選んできた。直近7年半の国政選挙（衆院選・参院選。比例区を除く）でも、12勝３敗で新基地反対の候補を選出した。さらに辺野古新基地建設是か非かをワン・イシューで問うた県民投票（2019年２月24日実施）でも、72.15％の県民が反対の意思を表明した（投票率52.48％）。国が言うように「国防と外交は国の専権事項」だとしても、軍事基地を作る場合には、当該地域の自治体・住民の合意を得る必要があることは憲法第8章が謳う地方自治からして当然のことである。にもかかわらず国は、沖縄の声に全く耳を傾けようとしない。

玉城知事、辺野古設計変更不承認

2021年11月25日、辺野古新基地建設を巡る沖縄と政府の攻防は新たな局面に入った。前年の2020年４月21日に政府が出していた辺野古設計変更の申請に、１年７ヵ月の審査期間を経たこの日、玉城デニー沖縄県知事が不承認との判断を示したのである。

知事が設計変更不承認とした理由は４点あったが、今後の国との攻防において最大の争点となるのは間違いなく「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮」（公有水面埋立法第４条第１項第２号）の要件を充足しないという点である。

そもそも今回の設計変更承認申請は、大浦湾に軟弱地盤があることから当初の設計では埋立を実施できないことに端を発したものである。従ってこの設計変更で軟弱地盤対策がなしうるのか、レベル１地震動（重要空港についてはより厳しいレベル２地震動で設計すべきとされている）で護岸が倒壊するなど災害の発生する恐れはないのか、軟弱地盤改良工事で大浦湾の環境の保全に支障が生ずることはないのか、という法第４条第１項第２号の要件を充足するか否かの議論が最大の争点となる。

更に具体的に述べれば、Ｂ27地点の土の強度試験をなぜ国は実施しないのかという点に集約される。Ｂ27地点は軟弱地盤の最深部で水面下90ｍまで軟弱地盤がある。日本にある軟弱地盤改良工事用工作機械は水面下70ｍにまでしか届かない。残り20ｍの軟弱地盤を放置して建設を強行して地震時等に護岸が倒壊する恐れはないのかということが最大の争点となっているのである。

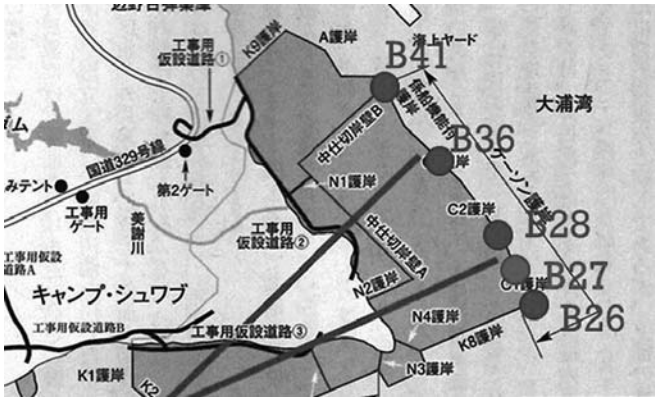

強度試験がなされないB27地点

Ｂ27地点の土の強度の測定が行なわれていないことは、防衛省も認めている事実である。その上で沖縄防衛局は、最大750ｍ離れた３地点の強度試験のデータからＢ27地点の強度を推定し、残り20ｍの地層の地盤改良工事は必要ないと結論している。このため玉城知事は、「不承認の理由」で、「事業者は、軟弱地盤の最深部が位置するＢ27地点において力学的試験を行なわず、最大750ｍ離れた３地点からせん断強さを類推しており、地点周辺の性状等を適切に考慮しているとは言い難い」と述べている。Ｂ27地点でボーリング調査を実施する機会はいくらでもあった。今からでも数ヵ月あればボーリング調査の実施は可能である。沖縄県の設計変更の承認を得るべく国は今後法的に争ってくると思われるが、Ｂ27地点のボーリング調査は、その間に十分に実施しうるのである。

それでは、国はなぜＢ27地点のボーリング調査を実施しないのか。それは調査を実施して水面下70ｍ～90ｍの地層が地盤改良を要する軟弱地盤だということが判明すると極めて不都合なこととなるからである。地盤改良の作業船は海面下70ｍまでしか作業できず、しかもその作業船は日本に１隻しかないからだ。その時点で辺野古新基地建設は頓挫することとなる。

許されない遺骨を含む土砂による埋立

今後重要になってくると思われるのが、不承認の記者会見で玉城知事が行なった遺骨問題についてのコメントである。知事は、「変更申請では、先の大戦で亡くなられた方々のご遺骨が残された土砂が埋立に使用される可能性が残されており、この点につ

いて政府はまだ何も決まっていないとして明確な否定はしていません。しかしこれは、既存の法制度の枠組を超える問題、国民全般の問題であって、国民・県民の思いを傷つける人道上許されない行為です」と述べている。

防衛省の当初の計画では７割の土砂を県外から搬入する計画であったが、温帯の県外と亜熱帯の沖縄では生物相が異なり、県外からの土砂の搬入は沖縄の生物多様性を攪乱する恐れがある。そのため沖縄県は特定外来生物の侵入を阻止するために2015年に土砂条例を制定し、那覇空港第2滑走路の建設に際してこの条例が適用されている。防衛省は、この条例が辺野古新基地建設事業の円滑な実施の妨げになると判断して、埋立用の土砂採取の大半を沖縄県内で行なう計画へと変更したのである。採取先の大半は先の戦争での遺骨が残る沖縄島南部の土砂であることから、ガマフヤーの具志堅隆松さんにより遺骨を含む土砂の使用を許さない国民的キャンペーンが全国的に展開され、県外自治体を含む多くの自治体が遺骨を含む土砂の使用に反対するとの決議を行なっている（2021年10月18日現在134自治体）。

ガマフヤー具志堅隆松さんの県庁前ハンスト

公有水面埋立法はその第４条第１項の１号から６号の条件を一つでも満たさない場合には、知事は埋立の免許（国が相手の場合には承認）を行なってはならないとしている。しかし昭和49年６月14日の建設省港湾局長・河川局長通知・港管第1580号は、「法第４条第１項各号の基準は、これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準のすべてに適合している場合であっても免許の拒否はあり得るので、埋立の必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行なうこと」としている。公有水面埋立法に基づく法律実務の虎の巻と言われる「公有水面埋立実務便覧」では、この通知を受けて、免許権者の免許拒否の裁量の基準として、「法第４条第１項各号の基準にすべて適合している場合であっても、公益上の観点から免許すべきでないと判断される特別な事由が存しないか」を審査事項として掲げている。

遺骨を含む土砂の使用は公益上認められないとの判断は、多くの国民が共有するであろう。今後の法廷闘争でたとえ国が知事の不承認を覆したとしても、防衛省が沖縄島南部の土砂の使用を明らかにすれば、その時点で知事は改めて「公益に反する」として再度不承認とすることが可能となるのである。

なぜ国はあきらめないのか？

かくも無理筋の辺野古新基地建設をなぜ国はあきらめないのか？　それは日本政府が、米軍の「台湾有事の日米共同作戦計画を早期に策定すべきだ」との自衛隊に対する強い圧力に組み敷かれ、組み込まれているからである。

国は、2013年12月の中期防衛力整備計画に基づき、この間、琉球弧の島々で次々と自衛隊配備計画を進めてきた。これは自衛隊の南西シフトと呼ばれ、与那国島には監視部隊が、宮古島・奄美大島には地対艦・地対空ミサイル部隊が、そして石垣島と沖縄本島にもミサイル基地が作られようとし、馬毛島にも自衛隊基地が計画されている。

2015年に改定された「日米防衛協力指針」（ガイドライン）に基づき、平時に計画づくりに当たる「共同計画策定メカニズム」が設置されたが、近年の米中対立激化で南西諸島が再び戦禍にまみれる可能性が急速に高まってきた。米軍は、琉球弧の島々を戦場としか考えていないこと、そして防衛省幹部は、住民を守るのは自衛隊の責務ではないと明言していることも明らかになった。

危険が更に切迫してきたことを告げたのが2021年12月24日の共同通信の配信だった（沖縄県の琉球新報、沖縄タイムス、鹿児島県の南日本新聞に掲載された）。「南西諸島、米軍臨時拠点に」「台湾有事で共同作戦計画」「住民巻き添えリスクも」という記事である。琉球弧に暮らす人々を驚愕させるクリスマス・プレゼントであった。そして本年1月7日に開催された日米２＋２は、台湾有事に備える日米共同作戦への道を更に一歩前に進めたのである。

危機感を募らせた沖縄の市民は、共同通信の配信当日の12月24日に急遽記者会見を開き、「住民の犠牲が前提で、断じて容認できない」と計画の撤回を求めた。更には2022年１月30日に「ノーモア沖縄戦命どぅ宝の会」を起ち上げている。米国の対中戦略に組み込まれた日本政府は、今や琉球弧全域の軍事要塞化を目指している。市民が直面しているのは、個別、辺野古新基地の問題だけではなくなってきたのだ。

■沖縄環境ネットワークのメーリングリスト（ＭＬ）参加募集！■

沖縄環境ネットワークの活動につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。
2016年10月に、沖縄国際大学で開催された第33回日本環境会議沖縄大会のテーマは「環境・平和・自治・人権－沖縄から未来を拓く」というものでした。
これは、環境・平和・自治・人権を切り離すことのできない一体のものと捉え、未来に向けて問題解決のために行動する、それを沖縄から始めようという意思表示であり、沖縄にとって、また日本・世界にとっても、たいへん重要で意義のあることだと言えます。
大会運営に深く関わった沖縄環境ネットワークは、その意志を分野と世代を繋いで継続するため、沖縄の環境・平和・自治・人権に係わる諸問題の解決を目指して、情報や意見の交換、知識や知恵の共有を図るメーリングリスト（ＭＬ）を立ち上げ運営することにしました。沖縄の諸問題に深く関わっておられる皆さまにも、ぜひ、参加されますようお願い致します。
参加ご希望の方は、以下の「沖縄環境ネットワーク・メーリングリスト要綱」をご覧になり、申し込んでいただけるとありがたく存じます。

沖縄環境ネットワーク世話人会一同

■ＭＬの目的
沖縄の環境・平和・自治・人権に係わる情報や意見の交換、知識や知恵の共有を図り、これらの諸問題の解決を目指す。
■ＭＬのグループ名　「okinawakankyou」
■管理・運営　沖縄環境ネットワーク世話人会
■参　加　者
１．沖縄環境ネットワークの会員
２．世話人会が参加を依頼または了承した方々
■参　加　費　無料（ネットワークへの入会をお奨めします。）
■参加申込み　参加ご希望の方は、以下の情報を明記して次のアドレス（okinawakankyounet@yahoo.co.jp）へ申し込んで下さい。
１．氏名〈実名〉（必須）
２．登録するメールアドレス（必須）
３．電話番号（任意）
４．所属先（任意ですが、ご記入いただけると有り難いです）

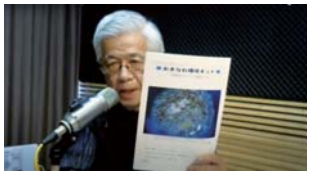

■2022年２月より、youtube でオンライン配信始めました！■

youtube「沖縄環境ネットワーク」で検索！

『第33回　日本環境会議沖縄大会報告集』
（A4判　166頁　1,000円）

購入希望の方は、㈲でいご印刷「報告書発送担当」係
FAX（098）858-7893
E-mail：deigo.print@gmail.com
までご連絡ください。

■編集後記■

前号で予告していた通り、「沖縄環境ネットワークチャンネル」で youtube 配信を始めることにしました。

第１回目は１月末に撮影したものを編集し、２月に入り１回目の配信をしました。内容は、当会世話人の桜井国俊さんの案内による、沖縄環境ネットワークの設立から現在までの概要。

そして１月に行われた、zoom を通して沖縄・ハワイ・グアム・韓国など、米軍基地を抱える土地での水汚染に関するカンファレンスについて日本語でパワーポイントを説明していくという内容でした。アーカイブとしていつでもどこからでも世界中からご覧頂けます。

コロナのせいで人と人が会って話すのも難しい時代になりましたが、世話人会も zoom 開催しながら、こうして youtube で情報発信せざるをえなくなったことは遅かれ早かれ遣らねばならなかったことを思うと「怪我の功名」。

ただ、当初、「毎月１回配信」も検討しましたが、やはり、出演者とスタッフのスケジュール調整から費用対効果の面でも、軌道に乗るまでは１つずつ丁寧に出していき、皆様からのご意見を受けながら良い方向へ修正していこうと思っておりますので、ぜひご覧になり、ご意見頂けましたら幸いです。

（編集部）

◆沖縄環境ネットワーク世話人会◆（参加自由！）
日　時：お問合せ下さい
場　所：沖縄環境ネットワーク事務所
年会費：個人会員：3,000円　学生会員：1,500円
家族会員：3,000円　団体会員：10,000円
特別賛助会員：100,000円
郵便振込先：（口座番号）02010－9－20132
（加入者名）沖縄環境ネットワーク

沖縄環境ネットワーク通信・第９１号
2022年3月30日発行
発行元：沖縄環境ネットワーク
〒904-2171 沖縄市高原3-14-2「ゆがふプラザ」内
PHS 070-5494-2502
FAX 098-989-6243
メール／info2009@oki-kan.net
ブログ／http://okikannet.ti-da.net
発行人：桜井 国俊 ／ 編集：久保山 顕子